

平成24年10月  
警 察 庁

「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案（仮称）」等に対する意見の募集結果について

警察庁において、平成24年8月10日から同年9月8日までの間、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案（仮称）」等に対する意見の募集を行ったところ、2件の御意見を頂きました。

「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」等が公布されるに当たり、頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方を次のとおり公表いたします。

#### 1 意見を募集した命令等の題名

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案（仮称）
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則等の一部を改正する規則案（仮称）
- (3) 警備業の要件に関する規則等の一部を改正する規則案（仮称）

#### 2 命令等の案を公示した日

平成24年8月10日

#### 3 御意見及び御意見に対する警察庁の考え方

頂いた御意見及び御意見に対する警察庁の考え方は、別紙のとおりです。

頂いた御意見については、必要に応じ整理又は要約した上で掲載しています（頂いた御意見については、整理又は要約していないものを警察庁情報公開室において閲覧に供します。）

なお、今般立案した命令等の内容に関する御意見以外の御意見については、今後の参考とさせていただきます。

注：一部の条項等について技術的な修正を行いました。別紙中の条項番号は、御意見中のものを含め、修正後のものとしています。

#### 4 参考

頂いた御意見の総数 2件

（内訳）

電子メール	2件
F A X	0件
郵 送	0件

「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案（仮称）」等に対する御意見及び御意見に対する警察庁の考え方について

1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案について

今回の改正案の内容について、

新令第2条の対立抗争又は内部抗争に係る暴力行為を誘発するおそれがある行為について、対立指定暴力団員の縄張内で営業を営む者のために行う、法第30条の6各号に掲げる行為を加えるべき

といった御意見がありました。

指定暴力団員が対立指定暴力団員の縄張内で営業を営む者のために法第30条の6各号に掲げる用心棒行為等を行う場合には、通常は、当該営業を営む者に対し、自己の所属する指定暴力団等の威力を示す行為が先行して行われていることが想定されることから、新令第2条のとおり規定することで足りるものと考えております。

2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則等の一部を改正する規則案について

今回の改正案の内容について、

ゴルフ場は山の中等にあることが多く、このようなゴルフ場を貸切で利用する場合には、他の利用者や付近の住民が存在しないため、新規則第13条の暴力団の示威行事の用に供されるおそれが大きい施設としてゴルフ場を定めることは過剰な規制である

といった御意見がありました。

一般的に、ゴルフ場については、暴力団員がいわゆるゴルフコンペ等の示威行事を行い、他の利用客や施設関係者等に迷惑をかけるなど、暴力団員に施設を利用させることにより損失を被っている実態がみられます。また、そうした実態に対処するために、ゴルフ場業界では、事業に係る契約を書面にて締結するときには、契約相手が暴力団関係者である場合には無催告で解除できる特約をゴルフ場利用約款等に定めるなど、業界一体となった暴力団員との取引拒絶の取組も推進されていることから、典型的に暴力団の示威行事の用に供されるおそれが大きい施設であると考えられます。

なお、御指摘のように暴力団がゴルフ場を貸し切ってゴルフコンペ等の行事を行った場合においても、ゴルフ場の施設関係者に対し当該暴力団の威力

が示されていることから、このような行事も暴力団の示威行事に当たるものと解されます。

したがって、新規則第13条においてゴルフ場を定めることは適当であると考えております。